

○公益社団法人鳥栖市シルバー人材センター個人 情報保護に関する規程

(平成 17 年 4 月 1 日)

改正 平成 26 年 3 月 19 日

(題名改称)

目 次

第 1 章 総則 (第 1 条～第 3 条)

第 2 章 個人情報 (第 4 条～第 6 条)

第 3 章 個人データ (第 7 条～第 11 条)

第 4 章 保有個人データの開示及び訂正の申出 (第 12 条～第 17 条)

第 5 章 体制等 (第 18 条～第 20 条)

附則

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人鳥栖市シルバー人材センター（以下「センター」という。）が保有する個人情報の適正な取り扱いに関する基本事項を定めることにより、センターの事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(平成 26・一部改正)

(用語の定義)

第 2 条 この規程において用いる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- (2) 個人情報データベース等 個人情報を含む情報の集合物であつて、（特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成したもの、その他個人情報を一定の規則に従って整理することができることとなるものを含む。）特定の個人情報を容易に検索することができるように、体系的に構成したものをいう。
- (3) 個人データ 個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- (4) 保有個人データ センターが作成し、又は取得した文書等であつて、センターが組織的に用いるものとして管理しているものをいう。
- (5) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(平成 26・一部改正)

(基本理念)

第3条 個人情報、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、個人の権利利益を害することのないよう適正な取り扱いを図るものとする。

第2章 個人情報

(利用目的の特定)

第4条 個人情報を取り扱うに当たっては、定款の定める業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定するものとする。

2 利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならないものとする。

(利用目的による制限)

第5条 個人情報は、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、利用してはならないものとする。

2 前項の規定は、次に掲げる場合については、適用しないものとする。

- (1) 法令に基づくとき。
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (5) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して、協力する必要がある場合であって、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、公益上の必要その他相当の理由があると認められるとき。

(適正な取得)

第6条 個人情報は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならないものとする。

2 次に掲げる個人情報は、取得してはならないものとする。

- (1) 人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地その他社会的差別の原因となるおそれのある事項
- (2) 思想及び信条
- (3) 労働組合への加入状況

第3章 個人データ

(正確性の確保)

第7条 個人データは、利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の内容に保つよう努めるものとする。

(廃棄等)

第8条 個人データが、不要となった場合には、第19条の個人情報保護管理責任者の指示に従い、当該個人データの復元又は判読が不可能な方法により、消去又は廃棄を行うものとする。

(安全管理)

第9条 個人データは、漏えい、滅失又はき損の防止その他の安全管理のために、必要かつ適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委託に伴う措置等)

第10条 個人データの取り扱いの全部又は一部をセンター以外の者に委託する場合は、その取り扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な措置を行うものとする。

2 個人情報を取り扱う事務の委託を受けた者に対し、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講ずることを求めなければならない。

(提供の制限)

第11条 個人データは、次に掲げる場合を除き、第三者に提供してはならないものとする。

(1) 法令に基づくとき。

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(3) 本人の同意があるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して、協力する必要がある場合であって、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。

2 センターは、センター以外のものに個人データを提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対して、当該個人データの使用目的、使用方法等について必要な制限を付し、又は個人情報の保護のために必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

(平成26・一部改正)

第4章 保有個人データの開示及び訂正の申出

(開示)

第12条 本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときに、その旨を知らせることを含む。）を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、保有個人データを開示するものとする。ただし、開示することにより、次のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- (2) センターの業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (3) 他の法令に違反することとなるとき。

2 前項の規定に基づき、求められた保有個人データの全部又は一部について、開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なくその旨を通知するものとする。

3 開示は、書面の交付又は開示の求めを行った者の同意のもとでの閲覧等による方法とするものとする。

(平成26・一部改正)

(訂正等)

第13条 本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって、データの内容の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）を求められた場合には、その内容の訂正等に関して、他の法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、保有データの内容の訂正等を行うものとする。

2 前項の規定に基づき、求められた保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なくその旨を通知するものとする。

(平成26・一部改正)

(利用停止等、第三者への提供の停止)

第14条 本人から、当該本人が識別される保有個人データが、第5条の規定に反して取扱われているという理由又は第6条の規定に反して取得されたものであるという理由によって、データの利用の停止又は消去（以下「利用停止等」という。）を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、その是正をするために必要な限度で、遅滞なく、データの利用停止等を行うものとする。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合、その他利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため、必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

2 本人から、当該本人が識別される保有個人データが、第11条第1項の規定に反して

第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止するものとする。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合、その他第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

- 3 第1項の規定に基づき、求められた保有個人データの全部若しくは一部について、利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について、第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し遅滞なくその旨を通知するものとする。

(平成26・一部改正)

(理由の説明)

第15条 本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めるものとする。

(開示等の求めに応じる手続)

第16条 開示等の求めを受ける場合には、当該開示等の求めを行おうとする者(以下「開示等請求者」という。)に対し、次の事項を記載した書面の提出を求めることができる。

- (1) 開示等請求者の氏名及び住所
- (2) 開示等請求の趣旨及び理由
- (3) 開示等請求をしようとする保有個人データを特定するために必要な事項
- (4) その他必要な事項

- 2 第1項の場合において、センターは、開示等請求者に対して、当該開示等請求に係る保有個人データの本人であることを示す書類の提示又は提出を求めることができる。

(平成26・一部改正)

(手数料)

第17条 本人から、利用目的の通知又は開示を求められたときは、実費を勘案して、合理的であると認められる範囲内において、当該事務の実施に関し、手数料を徴収することができる。

第5章 体制等

(苦情の処理)

第18条 センターは、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理を行うため、個人情報保護管理責任者等を置き、その処理に当たるものとする。

(個人情報保護管理責任者等)

第19条 センターは、個人情報の適正な取り扱いに関する事務を総括する者として、個人情報保護管理責任者を置くものとする。

2 個人情報保護管理責任者は、事務局長とする。

3 事務局長は、職員のうちから担当者を指名し、この規程により処理することとされた個人情報の適正な取り扱いに関する事務を行わせることができる。

(委任)

第20条 この規程に定めるもののほか、個人情報の適正な取り扱いに関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月19日)

この規程は、理事会決定の日から施行する。